

# 意見陳述書

2014年5月15日

東京地方裁判所民事第11部 御中

原告

## 1. 解雇の状況と組合潰し

2012年から労働組合員の解雇者が続出していました。わたしが分会長を務める豊洲事業所でも、2013年6月に、分会執行役員、分会副委員長が立て続けに解雇され、緊急対策会議を行っていたところ、ついに分会の執行委員長であるわたしまで、解雇を言い渡され、その日のうちに会社を追い出されました。懲戒解雇される社員でもこのような非道な扱いはされないと 생각합니다。十年以上一緒に働いていた職場の人々と、その日も、それ以降今までも、挨拶すらできていません。

分会長(わたし)、副分会長が解雇されたため、当時の書記長が豊洲分会長を引き継ぎました。しかしその後任の分会長もこの3月に私と同じように解雇され、組合の豊洲分会は活動する組合員がまったくいなくなりました。豊洲分会は会社につぶされたのです。

## 2. 国家資格取得と解雇理由の稚拙さ

わたしは新卒でIBMに入社してから28年、真面目に勤務してきました。懲戒処分を受けたことも、人事考課制度上の最低評価を取ったことも、1度もありません。減給も、降格もありません。

わたしは会社に貢献できるよう業務に関連する資格を取得するなど自己啓発に努めてきました。2011年には、日本におけるIT業界最難関の国家資格である「システム監査技術者」を取得しました。このほか、情報セキュリティスペシャリスト国家資格、ISMS審査員補の資格登録のための試験にも合格しました。日本セキュリティ監査協会(JASA)の公認情報セキュリティ監査人資格制度において情報セキュリティ監査人補として認定され、日本セキュリティ監査協会(JASA)に現在でも資格登録されています。IBM社内ホームページでも私の資格取得は大きく取り上げられました。

それがまさか、2年も経たないうちに能力不足を理由に解雇されるとは、今でも信じられない思いです。

この度、会社から解雇の具体的な理由を書いた書面が提出されました。解雇理由とされたのは些細なことばかりでした。緊急でもない問い合わせにすぐに

返答しなかったという程度のものもありました。

たかがこんなことを理由に能力がないと決めつけられ、30年近く勤めた会社を追われるように解雇されたのかと思うと愕然としました。

### 3. 家庭への甚大な影響

解雇された当時、娘はまだ小学4年生でした。大好きなピアノとバレエのお稽古は諦めてもらいました。ずっと涙をこぼしていましたが最後には何も言わずただ一回うなずいてくれました。通い始めた進学塾も止めさせることになりました。楽しそうに通う姿に安心していた矢先のことでした。このときも娘は泣いていました。志望校まで決めていた中学受験ができなくなったと悟ったようでした。それからしばらくして、突然「パパ、アルバイトしたい」と言い出しました。「小学生はまだできないんだよ」と教えたが、小さな子にそんなにも我慢させているのかと思うと身を切られる思いでした。

妻もパートの日数を増やして力を合わせてがんばってくれていましたが、過労とストレスから静養が必要と診断される状況になってしまいました。

この解雇によって、私だけでなく、家族の人生も大きく狂わされました。父親として、せめて娘には希望する道を歩ませたい。今はそれすらも叶いません。

裁判所におかれましては、公正な判断をお願いいたしたいと思います。